

秋労発基 0619 第 3 号
令和 5 年 6 月 19 日

発注機関の長 殿

秋田労働局長



建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について

平素より労働行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の変更が、令和 5 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

本基本計画（別添）は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化や、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の推進成果等を踏まえ、変更されたものです。

今後、本基本計画に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策が推進されることとなりますので、変更後の基本計画を関係団体等に周知いただくとともに、引き続き建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に向けた一層の取組と御協力をお願い申し上げます。